

議案第 5 号

木曽広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

木曽広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出
木 曽 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和 7 年 月 日 決
木曽広域連合議会議長 下 出 謙 介

木曽広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）

木曽広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成12年木曽広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<u>（施設管理業務の委託）</u> <u>第17条 廃棄物処理施設の施設管理業務を</u> <u>委託することができる。</u> （補則） <u>第18条</u> （略）	 （補則） <u>第17条</u> （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号 木曽広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正事由

環境センターの施設管理業務を民間委託するため、所要の改正を行う。

2 改正内容

第17条に「施設管理業務の委託」を加え、以降の条番号を繰り下げる。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日